

多摩市「週休2日促進工事」実施要領（営繕）

令和5年12月21日 多摩市副市長決定

1 目的

この要領は、多摩市の発注する営繕工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日促進工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 週休日

現場閉所又は現場休息を行う日をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通して現場及び現場事務所での作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合又は現場休息の日数の割合（以下「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3 対象工事

原則として、すべての営繕工事を対象とする。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

(1) 単価契約工事

(2) 対象期間が30日未満の工事

(3) 200万円以下の少額工事

(4) 工事内容及び施設の実情等により週休2日を確保する対応が困難な工事

4 週休日の設定

原則として多摩市の休日を定める条例（平成元年3月31日条例第15号）第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日の確保に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所（現場休息）が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所（現場休息）を行うこととする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び建設資材定期行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価をいう。）（以下「市場単価等」という。）の労務費をいう。）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は改修補正率を用いて補正すること。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場着手前

- ① 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ② 監督員は、「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- ③ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 現場着手後

- ① 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」

の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

- ② 監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- ③ 受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督員に提出する。

8 留意事項

- (1) 現場閉所(現場休息)の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (7) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考にする。
- (8) 下請契約の見積りに当たっては、週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日促進工事である」ことを明記すること。また、工事現場における品質管理等が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、適切な水準の賃金等に加え、法定福利費や週休2日の確保を可能とする必要な経費を適切に計上すること。なお、週休2日を条件とした下請契約の状況について、施工体制台帳等(下請との契約書の写し、下請契約の見積書等)により監督員が確認する。

附則(令和5年12月21日決定)

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。

附則(令和8年3月31日決定)

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する案件に適用する。

表 1 市場単価等の補正率(建築工事)

工 種	新営補正率	改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事(仕上塗材仕上)	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	1.04	1.18
建具(ガラス)	1.02	1.12
建具(シーリング)	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03

解体工事(内装材)	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

表 2 市場単価等の補正率(電気設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 3 市場単価等の補正率(機械設備工事)

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25